

守口市民間保育士等確保支援事業PR業務委託
公募型プロポーザル 募集要領

1 募集の趣旨・目的

本市では、市内の認定こども園及び保育所に新卒で採用された保育士・幼稚園教諭・保育教諭に対し、就労促進給付金として、1年間に合計で40万円の補助を実施する「守口市民間保育士確保支援事業補助金」を始めとした、様々な保育人材の確保に資する施策を実施している。

本業務委託は、同補助金の周知や市の保育人材確保の取組及び保育の仕事の魅力を発信するPRを行い、市内事業者の保育人材の確保を支援することを目的とし、本業務に係る豊富な知識・経験等を生かした幅広い提案を踏まえ、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

守口市民間保育士等確保支援事業PR業務委託

(2) 業務内容

別紙「守口市民間保育士等確保支援事業PR業務委託仕様書」のとおり

※仕様書は、本市が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提出者の企画提案の内容を制限するものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 上限額 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 主なスケジュール

日付	内容
令和8年4月28日（火）	公告 公募型プロポーザル募集要領の配布
令和8年4月28日（火）	質問受付開始
令和8年5月11日（月）	質問受付終了
令和8年5月14日（木）	質問回答期限
令和8年5月19日（火）	公告終了 書類提出期限
令和8年5月下旬	参加通知
令和8年5月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年5月下旬	結果通知
令和8年6月上旬	選定業者と打ち合わせ及び契約
令和8年6月上旬	業務委託開始

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方公共団体の事務等について、地方公共団体から同種業務（保育施策のPR、保育士の魅力発信その他保育人材の確保に関する業務に限る。）の契約を受注し、過去5年以内（令和3年度から令和7年度まで）に業務が完了した実績がある（※）こと。
※一部完了（ただし、一部完了に係る対象期間が1年以上のものに限る。）も可とするが、同一契約は1件とみなす。
- (9) プライバシーマーク又は ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市こども部こども施設課
電話：06-6992-1658 FAX：06-6992-1400
メールアドレス：hoikuyou@city.moriguchi.lg.jp
- (2) 募集要領等の配布
ア 配布期間：令和8年4月28日（火）～令和8年5月19日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。）
イ 配布場所 こども施設課（守口市役所3階北フロア）
ウ その他 守口市ホームページからもダウンロード可。
- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和8年4月28日（火）～令和8年5月19日（火）
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。期限までに必着。）

エ 提出書類：以下の書類を提出すること。

項番	書類内容	提出部数等
①	守口市民間保育士等確保支援事業PR業務委託公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）	紙原本1部 （クリップ留）
②	会社概要（様式2） 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレットも可） ・プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS の認証取得を証する書類（有効期限内のもの [写し可]） ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、発行日から3か月以内のもの [写し可]） ・守口市ホームページで公表している入札参加資格者名簿のうち、提案者の業者番号、商号又は名称および所在地が記載された部分を印刷したもの ・国税及び地方税を滞納していないことが確認できる証明	及び 紙写し5部 （ホッチキス留）
③	地方公共団体の業務にかかる同種業務受託実績の状況（様式5）	
④	価格提案書（見積書）※任意様式	
⑤	【企画提案書】スケジュール（様式6）	
⑥	【企画提案書】特設サイトの提案（様式7）	
⑦	【企画提案書】広報媒体のデザイン案（様式8-1, 8-2, 8-3）	
	【企画提案書】広報媒体の配布案（様式8-4）	
⑧	【企画提案書】SNS等を活用した誘導広報（様式9）	
⑨	【企画提案書】追加提案（様式10）	

（4）提出された企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

ウ 提出のあった企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- エ 提出された企画提案書等は返却しない。
- オ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出期間内における企画提案書等の差替え、再提出は可能とする。
- ウ 提出の際は、添付書類も含めて、目次、通し番号及びインデックスを付し、A4サイズのファイルに綴って提出すること。
- エ プロポーザル参加申込書の提出後に、企画提案書を提出しないこととなった場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和8年4月28日（火）～令和8年5月11日（月） 午後5時必着
- (2) 質疑方法：電子メールにより、5（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は指定（様式3）とする。次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「守口市民間保育士等確保支援事業PR業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和8年5月14日（木）
- (5) 回答方法：質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 評価方法等

- (1) 評価基準
 - 別紙「評価表」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - 企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - 時間、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
 - 企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。
- (4) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、（3）の総合評価点（満点300点）が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候

補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合評価点が180点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を守口市ホームページで公表する。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額、講評（候補者の選定理由）

(3) 委員の氏名等

(4) 会議録（要点筆記）

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、完了払とする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

- (3) 書類提出期限後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。